

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第32条	措置命令等	生活衛生課

- 1 法第32条に基づき、特定動物飼養者に対して当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じる場合の審査基準は次のとおり。

特定動物飼養者が法第31条の規定に違反し、又は法第27条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。